

刑事司法と福祉制度

【時間数】

印刷教材授業 45 時間（五学期）

【担当教員】

東 公美

【学習の目標・内容】**目標**

- 1 相談援助活動において必要となる刑事司法と福祉制度について理解する。
- 2 刑事司法と福祉を中心に、刑事司法・少年司法分野で活動する組織、団体及び専門職について理解する。
- 3 刑事司法・少年司法分野の他機関等との連携のあり方について理解する。

内容

- 1 刑事司法と福祉制度の概要
- 2 刑事司法と福祉制度の担い手
- 3 刑事司法と福祉制度における関係機関・団体との連携
- 4 医療観察制度の概要
- 5 刑事司法と福祉における近年の動向と課題

【学習のポイント】

2012 年 7 月、大阪地裁は、殺人罪に問われた被告に対し、検察側の求刑を上回る裁判員裁判の判決を下した。理由は、被告が発達障害の一種のアスペルガー症候群と認定した上で「障害に対応できる受け皿がない。再犯の虞れがある。許される限り長期間刑務所に収容することで社会秩序が保たれる」と理由付けた。その後、大阪高裁は、「犯行には障害の影響が大きく、責任を軽減する事情として捉えるべきである」として、一審判決を破棄して刑を減刑した。一審の大阪地裁判決に対して、日本社会福祉士会や日弁連から「障害への無理解と偏見に基づく判決」だとして抗議されている。こうした障害への理解を高めることや、障害を持ち出所後の受け皿を持たない者への支援を十分理解する必要がある。また、少年犯罪の低年齢化も問題となっている。高齢者や少年、知的障害者等の社会復帰後の生活や再犯の防止、社会の刑事司法と福祉への理解と啓発をしっかりと理解してもらいたい。

また、刑務所出所者等の再犯防止が課題とされる中、**2016 年 6 月からは**、「刑の一部執行猶予」制度が導入されている。これは、矯正処遇と社会内処遇を適切に連携させることで、社会復帰につなげ、再犯を防止しようとするものである。こうした新たな取り組みの意義と課題（問題点）を意識して、学習に取り組んでほしい。

厚生労働省指定通信教育

刑事司法と福祉に関しては、極めて専門的な文献しかないので、基本書としてテキストと関連法の条文を丁寧に読むこと、用語の定義をしっかりとおさえることが必要である。刑事司法と福祉法だけでなく、法学や刑法、刑事学の基本書は多数出版されているので、自分に合った書籍を探し学習を深めてほしい。法律用語の解説をした「法律学小事典」等も参考にしてもらいたい。

課題の解答にあたっては、安易にインターネットから情報を取得するのではなく、その情報が最新のものであるか、本課題の解答の参考にするのに適したものであるかなどを精査すること。

論述形式の課題には、400 字詰め原稿用紙を使用してもらうが、この原稿用紙の基本的な使い方ができていない人が多い。また、段落の付け方について確認をしてもらいたい。さらに、文章の意味が通じない、主語と述語がねじれているといった文を書いている人が多い。自分自身が理解していても、それを読んだ他者は理解できない場合もある。自分の書いた文章を、提出前に再度読み直すことが必要である。

【主教材】

『最新・社会福祉士養成講座⑩ 刑事司法と福祉制度』
(第2版 2025年1月刊行 中央法規出版)

【推薦参考図書】

- ◎現時点では、国家試験対策としては、主テキストでの学習を中心にした方が良いと思われる（学習のポイント参照）。
- ◎法律用語の理解には、『法律学小辞典』（各出版社）

刑事司法と福祉（課題①）

問題

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活定着支援（地域生活定着促進事業）における特別調整対象者の要件と、地域生活定着支援センターにおける特別調整の機能と役割について具体的に述べよ。

〔学校原稿用紙使用・5枚・2,000字程度〕

（引用・参考文献は字数に含まない）

注意事項は、下記「提出要領」を参照。

提出要領

- ① 提出期間：12月末まで
- ② 使用用紙：学校指定原稿用紙
- ③ その他注意事項：
 - 1 テキストの丸写し、条文の丸写しは評価（つまり不可）しない。
 - 2 書物などから引用した場合は、引用部分については「 」とじをするとともにその出典元を明らかにすること。
出典元が明らかにされていない場合は、評価対象外となる。
書名・筆者・出版元（出版社、URL）・発行（公開・公表）年・引用頁行など。
 - 3 原稿用紙の基本的な使い方にしたがうこと。段落、句読点に注意すること。
 - 4 誤字・脱字は減点の対象とする。パソコン入力による変換ミスも同じ。
 - 5 主語述語のねじれや意味のなさない文章、判読不能な文字による解答は評価対象外。